

**(仮称) 砺波市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例(案)に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 パブリックコメントの概要

- (1)実施期間 平成25年1月23日(水)～2月12日(火)
(2)意見件数 1件(1名)

2 提出された意見とそれに対する市の考え方

素案の項目など	勧告、命令、代執行について
ご意見の内容	<p>空き家とはいえ、個人の財産であり、行政がそこまで介入できるのですか？市で代執行が出来、その費用は当該所有者から徴収するとなっていますが、行政サイドに都合の良い制度ではありませんか？</p> <p>もし、そこまで介入する必要があるのであれば、市による補助制度等当該所有者に対する支援策も条例施行と同時にを行う必要があるように思います。</p>
ご意見に対する市の考え方	<p>この条例制定の目指すところは、所有者等には空き家等を適正に管理する義務と責任があることを所有者のみならず市民等の皆様に理解いただくとともに、その意識を高めていただくところにあります。</p> <p>条例では、勧告、命令、代執行など行政権限の発動が可能となっておりますが、これは、空き家の適正管理の実効性を担保するものです。</p> <p>特にご指摘の個人財産に対する行政代執行の措置ですが、これは、適正な管理が行われなため、生活環境・景観の悪化や市民の安全が阻害されるなど著しく公益に反する場合には、行政代執行法に基づき代執行を行うことができることを明記しているものであります。また、代執行は、決して行政の一方的な判断で行うものではなく、所有者との十分な事前協議を行うとともに、周辺住民や専門家からの意見聴取を行うなかで、他の方法で対処することがどうしても困難であり、かつそのまま放置された場合に周辺住民の生活環境が深刻な打撃を受ける場合にのみ、止むを得ず行うものであることをご理解ください。</p> <p>また、市による支援策につきましては、市の責務として必要な支援を行うことを条例に明記していることから、条例施行に合わせて検討してまいります。</p>

3 ご意見に対する対応

ご意見については参考とし、条例の考え方については修正を行わないものとします。